

令和 8 年度石川県小規模事業者 A I 活用実践研修事業業務委託 プロポーザル実施要領

1 委託業務の概要

業 務 名：令和 8 年度石川県小規模事業者 A I 活用実践研修事業業務委託

業務内容：別途提示する仕様書のとおり

履行期間：契約締結日から令和 9 年 3 月 1 2 日（金）まで

予 算 額：5, 0 0 0, 0 0 0 円以内（消費税及び地方消費税含む）

※本業務は国庫補助金（地方公共団体による小規模事業者支援推進事業費補助金）の交付決定を前提として実施するものである。契約の締結は当該交付決定の後となり、当該交付決定が得られない場合やその他の事情により、契約を締結しないことがある。

2 プロポーザルへの参加資格

次の（１）から（７）に掲げる条件をすべて満たす者に限り、本プロポーザルに参加することができる。

- （１）地方自治法施行令第 167 条の 4（一般競争入札の参加者の資格）第 1 項で定める、一般競争入札に参加させることができない者に該当しないこと。また、同第 2 項で定める、一般競争入札に参加させないことができる者に該当しないこと。
- （２）石川県から指名停止を受けていないこと。
- （３）国税及び地方税を滞納していないこと。
- （４）民事再生法、会社更生法に基づく再生又は更生手続き、破産法に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。
- （５）役員（役員として登記または届出されていないが、事実上経営に参画している者を含む。）が、暴力団による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に掲げる暴力団及び第 6 号に掲げる暴力団員並びにそれらの利益となる行動を行う者でないこと。
- （６）政治団体でないこと。
- （７）宗教団体でないこと。

3 スケジュール

（１）募集開始	※県ホームページに掲載	令和 8 年 10 月 1 日（木）
（２）質問書提出期限	※質問がある場合のみ	令和 8 年 10 月 7 日（水）
（３）質問書への回答	※県ホームページに掲載	令和 8 年 10 月 9 日（金）
（４）企画提案書提出期限		令和 8 年 10 月 15 日（木）
（５）審 査	※書面により実施	令和 8 年 10 月中旬
（６）選考結果の通知		令和 8 年 10 月下旬
（７）契約締結	※国の交付決定後	令和 8 年 10 月下旬

4 質問書の提出、回答方法

- （１）提出期限
令和 8 年 10 月 7 日（水）17 時必着
- （２）提出方法
 - ・「質問書（様式 1）」を電子メールにより提出し、到達確認のため電話で受信確認を行うこと。
 - ・件名は、「令和 8 年度石川県小規模事業者 A I 活用実践研修事業業務に関する質問」とすること。
- （３）提出先
「1 1 問い合わせ先」のメールアドレス

(4) 質問の回答

令和8年10月9日（金）17時までに、質問者に対し電子メールでの回答を行うとともに、県ホームページに掲載する。

(5) 留意事項

- ・企画提案書の審査に係る質問は受け付けない。
- ・電話での質問は受け付けない。

5 審査参加申込書及び企画提案書の提出

(1) 提出期限

令和8年10月15日（木）17時必着

(2) 提出方法

- ・メール又は持参（FAXでの提出は不可）
- ・到達確認のため電話で受信確認を行うこと。

(3) 提出書類及び部数

提出書類	形式	様式
①業務委託プロポーザル審査参加申込書	A 4	様式 2
②企業概要説明資料	A 4	様式 3
③企画提案書 仕様書の記載内容のほか下記事項を含めること ・業務実施体制とスケジュール ・類似業務の過去実績 ・見積金額（項目毎の内訳・詳細を記載） ※企画提案書の内容は「7. 審査基準」に記載の内容に鑑み作成すること ※審査は書面により行うため、企画提案書のみで提案内容を把握できるように作成すること	A 4	任意
④参加資格等確認用書類（写し可） ・法人登記簿謄本（履歴事項全部証明書） ・県税の滞納がないことの証明書 （県税事務所又は県総合事務所、税務課が発行する納税証明書） ・最新の決算書 ・定款	—	
⑤誓約書	A 4	様式 4

(4) 提出先

「11 問い合わせ先」に同じ

(5) 留意事項

- ①一提案者が同一業務について複数提案を行うことは認めない。
- ②上記提出書類「③企画提案書」における「業務実施体制」については、再委託先がある場合は、これを明確にし、その業務内容及び再委託金額を明記すること。
- ③提出された書類は、本委託以外の目的で公開・使用しないものとする。
- ④提出された書類は、審査に必要な範囲において複製することがある。
- ⑤書類提出後の追加、訂正等は認めないこととする。
- ⑥提出された書類は返却しない。

6 審査方法

- ・審査は書面により行う。プレゼンテーションは実施しない。
- ・「7. 審査基準」の評価項目に従って、提出書類により、企画提案の内容、事業の実施能力等を評価、採点し、審議の上、最も優れた提案者及び次点者を特定する。
- ・必要に応じて、追加の書類提出や電子メール等による聞き取り等による内容確認を行う。
- ・参加者が1者のみの場合においても審査を行い、契約相手として相応しいかどうかを判断する。
- ・審査及びその内容は非公開とする。

7 審査基準

評価項目

事業の実施能力 業務実施体制、 実現可能性 等	・実施に必要な研修講師を確保し、県内小規模事業者の実態を把握した上で、受講者が自社の業務にA Iエージェントを実装するまでを支援できる体制が提案されているか ・適正なスケジュールとなっているか ・ワークショップは対面を基本とすることから、県内において対面による支援を継続的に実施できる体制を確保できるか
価格の妥当性	・内容に鑑み価格は適正なものとなっているか（費用対効果が優れているか）
提案者としての適格性 過去の支援実績	・生成A I 及びA I エージェントの活用に関する専門性を有しているか ・過去の支援実績（中小企業・小規模事業者への研修、伴走支援、商工会議所等との連携等）、セールスポイントが事業の円滑な実施にあたって評価できるものであるか
業務実施の工夫	・ワークショップの内容、ワークショップの合間の相談対応、成果発表会の運営等に、効果的な工夫が見られるか ・受講者が自ら課題を棚卸し、AI 活用について自走できる状態に至るための指導方法に工夫が見られるか ・商工会議所、商工会その他の支援機関との連携の方法が具体的に提案されているか

8 優先交渉権者の決定及び選考結果通知

- (1) 審査において総合的に評価し、最も優れた者及び次点者を特定する。
- (2) 審査で特定した最も優れた者から委託契約の締結交渉を行う。
- (3) 審査結果は各提案者に文書をもって通知する。

9 契約の締結

- (1) 契約の締結交渉に際して、改めて見積書を徴収し、内容を精査の上、随意契約により契約を締結するものとする。
- (2) 契約内容は、企画提案書に基づいて決定する。ただし、協議により、仕様書の内容に一部変更が生じる可能性がある。
- (3) 本業務は国庫補助金の交付決定を条件として実施するものであり、契約の締結は当該交付決定の後となる。交付決定が得られない場合又は交付決定額が予算額を下回った場合は、契約を締結せず、又は業務内容及び契約金額を変更することがある。

10 その他

- (1) 本審査に係る経費は全て提案者の負担とする。
- (2) プロポーザル参加により知り得た情報は、他社に漏らしてはならない。
- (3) 提出された書類に虚偽又は不正があった場合は失格とする。
- (4) 企画提案書による提案内容は、石川県に帰属する。
- (5) 県民等からの情報公開の請求に応じて、情報開示を行う場合がある。
- (6) 書類の作成に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本通貨、日本標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位に限る。

11 問い合わせ先

石川県商工労働部産業政策課産業デジタル化支援グループ

担 当：堂高（どうたか）（田中、川端）

住 所：〒920-8580 石川県金沢市鞍月一丁目1番地

電 話：076-225-1519

メールアドレス：syokou@pref.ishikawa.lg.jp